

国立大学法人東京医科歯科大学情報システム運用基本方針

（平成21年1月8日
制 定）

（情報システムの目的）

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）情報システムは、本学の教育、研究及び診療を通じて、社会の発展に資するため、本学のすべての教育・研究・診療活動及び運営の情報基盤として設置され、運用されるものである。

（運用の基本方針）

第2条 前条の目的を達するため、本学情報システムは、円滑で効果的な情報流通をめざし、別に定める運用基本規程により、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、全学に供用されるものとする。

（利用者等の義務）

第3条 本学情報システムを利用する者並びに運用の業務に携わる者は、本方針及び運用基本規程に沿って利用あるいは運用するものとし、さらに別に定める運用と利用に関する実施規程等を遵守しなければならない。

（罰則）

第4条 本方針に基づき策定された規程等に違反した場合の利用の制限及び罰則等は、それぞれの規程において定めることができるものとする。

附 則

この指針は平成21年1月8日から施行する。